

平成31年度医学生修学資金（一般枠）貸付事業募集要項

貸付対象者・募集人員・貸付金額・貸付期間・貸付開始時期		
貸付対象者	将来、医師として、別表に掲げる宮城県知事が指定する医療機関（知事指定医療機関）で診療業務に従事する意思を有する大学生	
募集人員	15人	
貸付金額	月額20万円	
貸付期間	貸付決定した年の4月から大学卒業の月までとします。	
貸付開始時期	貸付決定年度の4月分から貸付けます。	
応募方法・申込先・申込受付期間		
応募方法	<p>次の書類を、下記申込先まで郵送又は持参してください（所定様式は宮城県医師育成機構のホームページで御覧になれます。希望者には郵送します。）。</p> <p>(1) 貸付申請書（要領第1号様式） (2) 在学証明書（各大学で規定する様式のもの） (3) 戸籍抄本（本籍地の自治体が発行するもの） (4) 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（要領第2号様式） (5) 応募理由書（要領第3号様式） (6) 履歴書（要領第4号様式） (7) 誓約書（要領第5号様式の1） (8) 同意書（要領第5号様式の2）</p>	
申込先	<p>〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県医師育成機構事務局（宮城県保健福祉部医療人材対策室内）</p> <p>TEL : 022-211-2014（直通） FAX : 022-211-2694 E-mail : iryozint@pref.miyagi.lg.jp URL : http://www.pref.miyagi.jp/site/ishiikuseikikou/</p>	
申込受付期間	平成31年4月2日（火）から平成31年4月23日（火）まで（当日消印有効） ※応募が募集人員に満たない場合、追加募集する場合があります。	
審査・貸付契約手続		
審査期日及び会場	5月中旬（詳しい日時及び会場は、応募者本人に通知します。）	
審査方法	書類審査及び面接審査	
審査結果	本人に通知します。	
貸付契約手続	貸付契約	貸付決定となった方は、交付申請書の提出後、宮城県医師育成機構と医学生修学資金貸付契約を締結します。（貸付期間中、毎年度契約の締結が必要になります。）
	保証人	<p>契約の締結には、独立の生計を営み、修学資金の償還及び利息の支払いの責任を負うことのできる資力を有する2人の保証人が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2人の保証人はそれぞれ生計が別である必要があります。 ・ 申請者が未成年であるときは、保証人のうち1人は申請者の法定代理人としなければなりません
	その他	貸付期間中、毎年度、宮城県医師育成機構と契約を締結する際、貸付決定を受けた方の負担で収入印紙が必要となります。

償還免除の要件について

勤務医療機関の指定	本人からの申し出に基づき、本人のキャリア等に応じて県内の公的医療機関の中から勤務先及び勤務期間を宮城県医師育成機構理事長が指定します。申し出の際に希望勤務先を聴取しますが、勤務先は希望どおりとならない可能性があります。
償還免除の基本要件	<p>次の1から3-2までの条件を全て満たしたときは、貸付を受けた修学資金の返済債務の全額を免除します。</p> <p>※ 6年生から1年間貸付を受けた場合は、3-1, 3-2は適用除外となりますが、書類審査及び面接審査の際に、義務年限終了後の勤務意向等を確認させていただく場合があります。</p> <p>【償還期間と義務年限】</p> <p>1 大学卒業後、貸付期間の2.5倍の期間（償還期間）内に、初期臨床研修期間を含み貸付期間の1.5倍に相当する期間（義務年限）を別表に掲げる知事指定医療機関で勤務すること。</p> <p>【初期臨床研修】</p> <p>2 医師免許取得後、宮城県内の基幹型臨床研修病院で初期臨床研修に従事すること。</p> <p>【専門医研修】</p> <p>3-1 初期臨床研修後は、原則として県内の医療機関が基幹施設となる専門医プログラムに登録し、専門医研修に従事すること。</p> <p>3-2 専門医プログラムで研修する場合、基幹型臨床研修病院以外の知事指定医療機関が連携施設となっている場合は、最低半年間当該連携施設で従事すること。</p>
みなし勤務の適用	<p>上記【償還期間と義務年限】の1で規定している義務年限（貸付期間の1.5倍に相当する期間）については、次に掲げる知事指定医療機関以外の医療機関で勤務した場合、以下の期間を知事指定医療機関で勤務したものとみなすことができます。</p> <p>① 東北大学及び東北医科薬科大学病院における勤務（初期研修、専門医研修含む）は最大3年間（貸付期間の0.5倍の期間が上限）を限度に知事指定医療機関で勤務したものとみなすことができます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【東北大学地域医療重点プログラムについて】 初期臨床研修において東北大学病院の地域医療重点プログラムを選択した者は、同プログラムにより東北大学病院以外の知事指定医療機関に配属された期間（14ヶ月）を知事指定医療機関等で勤務したものとみなすことができます。（この期間は、上記①の貸付期間の0.5倍の期間を限度とする東北大学病院における勤務期間には算入しません。）</p> </div> <p>② 上記①の病院及び知事指定医療機関以外の県内の基幹型臨床研修病院での勤務は初期臨床研修に限り、最大2年間（貸付期間の0.5倍の期間が上限）を限度に知事指定医療機関で勤務したものとみなすことができます。</p> <p>③ ①と②が重複適用となる場合は、貸付期間の0.5倍の期間がみなし勤務の上限となります。</p> <p>【留意事項】 別に募集する医学生修学資金（東北大学枠）と異なり、大学院医学系研究科在学期間はみなし勤務の対象外となります。</p>
償還期間の延長	義務年限中、育児や介護等で休職しなければならない際に、申請に基づき、償還期間を延長することができます。

その他	<p>【県内他自治体を実施する医学生修学資金との併給について】</p> <p>県内他自治体を実施する同種の医学生修学資金（以下「他自治体修学資金」という。）の貸付けを受けても構いません。ただし、他自治体修学資金の償還免除のために当該他自治体の医療機関で勤務する場合、当該勤務期間は、知事指定医療機関における勤務期間には算入しません。</p>
貸付の停止、休止、返還について	
貸付停止	<p>貸付を受けている方が下記のいずれかに該当することとなったときは、貸付を停止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 死亡したとき ② 大学を退学したとき ③ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき ④ 心身の故障のため、大学の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき ⑤ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
貸付休止	<p>貸付を受けている方が下記のいずれかに該当することとなったときは、該当する期間の貸付を休止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 休学することとなったとき ② 停学の処分を受けることとなったとき ③ 同一の学年を重ねて履修することとなったとき
返還しなければならない事由	<ul style="list-style-type: none"> ① 大学を卒業すると同時に修学資金の返還義務が発生し、卒業した年の4月30日（土日の場合は直後の閉庁日）までに年10%の利息とともに返還いただきます。 ② ただし、毎年医療機関での勤務を申出いただくことで返還義務を1年間猶予します。 ③ 勤務の申出が無い場合は返還義務を猶予せず、返還いただくこととなります。 ④ 償還免除条件を達成できないときは、返還義務を猶予せず、返還いただきます。 ⑤ 知事指定医療機関で勤務している場合でも、上記③、④に該当する場合は、返還義務を猶予せず、返還いただきます。
返還利息	<p>貸付けた修学資金の額に、貸付を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10%の割合で計算した額</p>
延滞利息	<p>返還期日まで返還しなかった場合、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年15%の割合で計算した額</p>

企画・実施 宮城県医師育成機構